

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

契約局建設工事課長

建設工事における配置技術者の「恒常的な雇用関係の取扱い」に関する
入札手続き時の取り扱いについて

標記につきましては、下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

- 1 専任の監理技術者（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者）についての取り扱い
 - ・専任の監理技術者（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者）は居るが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために配置できない場合に、3ヶ月未満の雇用関係の専任の監理技術者であっても差し支えないこととする。
- 2 事後審査資料として提出を求める書類
 - ・ 理由書（別添様式）
 - ・ 本来配置予定の配置技術者調書（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者）
 - ※3ヶ月以上の雇用関係を確認する書類（健康保険被保険者証等）を添付すること。
 - ・ 実際に配置する配置技術者調書（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月未満である者）
 - ※直接の雇用関係を確認する書類（健康保険被保険者証等）を添付すること。

担当：総務部契約局総務委託物品課
企画・システムグループ(5375)
総務部契約局建設工事課
建築入札グループ(5386)
土木入札グループ(5358)

新型コロナウイルス感染症対策関連で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する
監理技術者を配置できない場合、本来配置する3ヶ月以上の雇用関係にある監理技術者に
関する「配置技術者調書(名簿)」、実際に配置する監理技術者に関する「配置技術者調書(名
簿)」及び本様式を提出すること。

理 由 書

令和 年 月 日

大阪府総務部契約局長 様

住所

商号又は名称

代表者名(支店長名)

㊤

今般、下記工事において落札候補者となりましたが、下記理由により、入札参加申請時点に
おいて3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する監理技術者を配置できない事情が生
じたので本書を提出します。なお、本書の記載事項と事実が相違するときは、いかなる措
置を受けても異議ありません。

記

● 落札候補者となった工事

- ・ 開札日時：令和 年 月 日 時 開札
- ・ 発注事務所：
- ・ 工事名称：

● 配置できなくなった監理技術者

- ・ 氏 名：
- ・ 理 由：①本人が新型コロナウイルス感染症にり患
②家族が新型コロナウイルス感染症にり患
③学校等の臨時休業による育児(学校名：)
④その他

()

※本書の提出先は、電子入札公告記載の事後審査書類の提出先です。

※事後審査書類を提出する際に、同時に提出してください。